様式第２１（第３７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 一　般 | × 整理番号 |  |
| × 受理年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 名称（販売所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本 社）所在地 |  | | |
| 販売所所在地 |  | | |
| 販売をする高圧ガスの種類 |  | | |

　　　 年　　　月　　　日

代表者 氏名　 　　　　 印

秋田県知事 　　　　　　　　　　　　　殿

　備考　 １ この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。

３ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、

署名は必ず本人が自署するものとする。

販　　売　　計　　画　　書

１．販売の目的

２．一般高圧ガス保安規則第４０条で定める技術上の基準に対応する事項

第１号　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。

第２号　充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、　　　かつ、当該ガスが漏洩していないものをもってする。

第３号　圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第４８条第１項第５号の経済産業

　　　省令で定める期間を６カ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをも

　　　ってする。

第４号　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に

　　　係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認し

　　　た後にする。

　　イ　充てん容器等（内容積が２０リットル以上のものに限る。以下同じ。）には、当該容器を置

　　　く位置から２メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。

　　　　ただし、屋外に置くことが著しく困難で高圧ガス保安法関係法令告示で定める場合は、法定

　　　の措置を講じて屋内に置く。

　　ロ　充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を

　　　防止するための措置を講ずる。

　　ハ　充てん容器等は、常に４０度以下に保つ。

　　ニ　充てん容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及

　　　びバルブの損傷を防止する措置を講ずる。

　　ホ　充てん容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設ける。

　　　（イ）調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示

　　　　　された耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の５分の３以上の圧

　　　　　力で行う気密試験に合格するものである。

　　　（ロ）調整器（生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いものをい

　　　　　う。以下、下欄のチにおいて同じ。）の調整圧力は、２.３キロパスカル以上３.３キロパ

　　　　　スカル以下であり、かつ、閉そく圧力は４.２キロパスカル以下である。

　　ヘ　配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては当該充てん当該容器等の刻印等に

　　　おいて示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあっては０.８メガ

　　　パスカル（長さ０.３メートル未満のものにあっては、０.２メガパスカル）以上の圧力で行う

　　　耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用する。

　　ト　硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付

　　　ける。

　　チ　調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後４.２キロパスカル以

　　　上の圧力で気密試験を行い、合格するものである。

第５号　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売する場合は、配管の気密

　　　試験のための設備を備える。